

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2に基づくクロスボウの取扱いに関する初心者講習会を次により開催します。

- ※ 受講申込書1枚に写真1枚を添えて、申請する方の住所地を管轄する警察署に申し込んで下さい。申請する方の住所地を管轄する公安委員会が開催する講習会を受講することができます。

### 令和6年8月 クロスボウ講習会開催日程一覧表

**※ 申込受付期間 令和6年6月3日から講習会開催日の10日前まで**

初心者講習会

	開催日	開始時間	開催部署	開催場所
1	令和6年8月4日	午前 9時00分	旭川方面本部 生活安全課	旭川市1条通25丁目487-6 旭川方面本部3階大会議室
2	令和6年8月8日	午前 9時30分	釧路方面本部 生活安全課	釧路市黒金町10丁目5番地1 釧路警察署地下会議室

出来る限り公共交通機関を御利用願います。

講習手数料(6,900円の北海道収入証紙)は、受講申込時に徴収します。  
会場は定員があることから、締切日前に受講申込みの受付を終了することがあります。